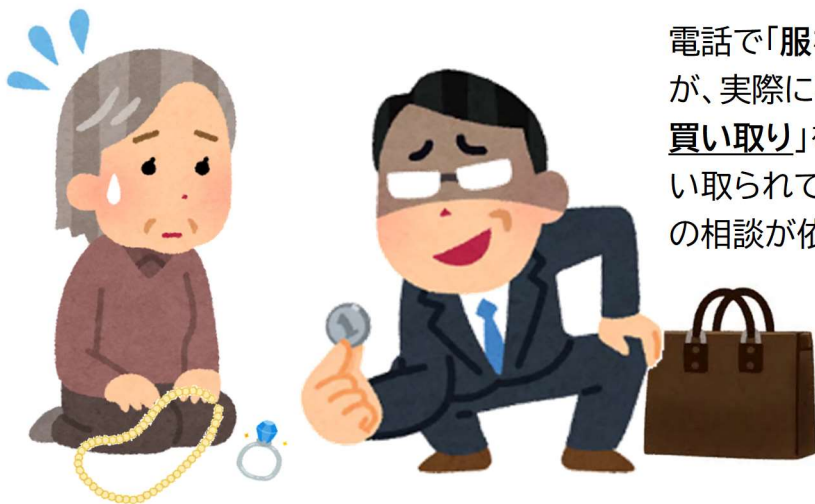


# 本当の狙いは貴金属！！ 強引な訪問購入にご注意



電話で「服などの不用品の買い取り」といわれたが、実際に事業者が訪問すると、突然「貴金属の買い取り」を持ち掛けられ、安い金額で強引に買い取られてしまったという、いわゆる『訪問購入』の相談が依然として多く寄せられています。

中には、強い口調で売却を迫ったり、契約後に連絡しようとしても電話番号が使われていないなどの悪質な事例も寄せられています！

被害にあわないためには



## ■事前に連絡もなく訪問する事業者は家に入れない

事前に連絡のない購入業者の飛び込みでの勧誘や、電話で「不用品の買い取り」と言いながら、実際には貴金属の買い取りを迫ることは法律で禁止されています。事前に連絡もなく訪問する事業者は家に入れないようにしましょう。連絡をしてきた場合も、事業者名や買い取る物品をはっきり言わない事業者との契約はしないようにしましょう。



## ■訪問購入はクーリング・オフが適用される

訪問購入はクーリング・オフが適用される取引で、契約後8日間は無条件で解約することができます。しかし、契約後すぐに物品を渡してしまうと、紛失されていたり、すでに別の人へ売却されたりなどして物品が戻ってこない可能性があります。クーリング・オフ期間内は物品の引き渡しを拒むことができるので、契約してもすぐに渡さず、本当に売るべきかを冷静に考えて、期間が経過するまで手元に置いておくのも方法です。

＼ 8日間 ／



太宰府市消費生活センター  
☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)  
【時間】9:30～12:00/13:00～16:00  
【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要  
【場所】市役所2階 消費生活相談室

